

「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」会員規約

(趣旨)

第1条 この会員規約（以下「本規約」という。）は、「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」（以下「本クラブ」という。）の運営主体である蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と本クラブの会員（以下「会員」という。）との関係に適用し、会員の心得及び遵守すべき事項を明記するものとする。

(心得)

第2条 会員は、次に掲げる事項を守るよう心掛けなければならない。

- (1) 本クラブの指導者（以下「指導者」という。）の指示に従い、エチケット及びマナーを守り、他の会員の活動を妨げないように努めること。また、健康管理に十分注意し、各自の責任において参加すること。
- (2) 本規約に定めのない事項は、各活動場所のルール等に従うこと。

(入会)

第3条 入会には、本規約への同意が必要である。

- 2 本クラブの活動期間は、4月から9月までの期間（以下「前期」という。）と10月から翌年3月までの期間（以下「後期」という。）とし、前期又は後期毎に次項に規定する入会の手続を行うものとする。
- 3 入会を希望する生徒（以下「入会希望者」という。）の保護者は、活動開始希望月の前月15日までに、教育委員会が指定したアプリ（以下「アプリ」という。）の『加入申請フォーム』により、氏名、住所、メールアドレス、緊急連絡先等を申請し、アプリによる教育委員会の承認通知を得た上で、同月末までにアプリで会員情報の登録をするものとする。
- 4 前項に規定する会員情報（以下「会員情報」という。）の登録をもって、本クラブへの入会手続の完了とし、会員となる者は、「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」実施要綱（令和8年9月1日施行。以下「要綱」という。）及び本規約に同意したものとみなす。

(入会の不承認)

第4条 教育委員会は、入会希望者及びその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合、入会を承認しないものとする。

- (1) 本規約に違反するおそれがあると教育委員会が判断した場合

- (2) 『加入申請フォーム』の記載に虚偽、誤記又は記載漏れがあり、教育委員会の求める修正に応じない場合
- (3) 過去に本規約違反により、会員資格を取り消されたことがあり、その後、改善の余地が見られない場合
- (4) その他教育委員会が不相当と判断した場合
(入会後の会員情報の変更)

第5条 会員の保護者は、会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なくアプリにて届け出なければならない。

(休会及び退会)

第6条 会員の保護者は、休会及び退会する場合は、アプリにて届け出なければならない。この場合において、既納の参加料及び保険料は返金しない。

2 会員は前期又は後期の末日をもって退会とする。

(登録)

第7条 本クラブを構成する各クラブ（以下「構成クラブ」という。）の開催日時が重ならないければ、複数の構成クラブに登録することができる。

2 構成クラブにおいて定員を超える申込みがあった場合は、教育委員会は次により参加者を決定し、決定した結果を申込みをした会員に遅滞なくアプリにて通知しなければならない。

(1) 活動開始希望月の早い者を優先する。

(2) 上級生を優先する。

(3) 上級生の受入後に定員に満たない場合は、下級生を対象に抽選を行う。

(活動日時)

第8条 会員は、登録した各構成クラブの年間スケジュールに基づき、定められた日時に活動する。

(参加料)

第9条 参加料は、月2回1,000円（1回あたり500円）とする。ただし、複数の構成クラブに登録する場合は、参加予定の回数に応じた参加料を支払うものとする。

2 前項に規定する参加料について、入会希望者又は会員の保護者が蒲郡市就学援助費事務取扱要綱（平成18年4月1日施行）第5条又は第8条の規定による就学援助の認定を受けている場合又はスポーツ庁が示す「運動部活動の地域展開等

推進事業」若しくは文化庁が示す「文化部活動の地域展開等推進事業」における経済的困窮世帯に該当する場合は、免除することができる。

- 3 参加料の免除を希望する入会希望者又は会員の保護者は、「就学援助世帯について」の項目において、アプリにて該当する選択肢を選択し、申請するものとする。
- 4 免除の承認又は不承認の結果は、教育委員会がアプリで通知するものとする。
- 5 要綱第9条（安全管理）に該当したことにより、活動を中止した場合であっても参加料は返金しないものとする。
- 6 指導者の派遣が困難で活動を中止した場合又は教育委員会が特に必要と認めた場合は、前期又は後期の終了後に参加料を返金する。

（参加料の支払方法等）

第10条 参加料の支払い方法は、クレジットカード決済又は口座振替とする。

- 2 参加料は、前期と後期に分け、それぞれ前期は支払い月を4月、後期は支払い月を10月とし、支払い月に各期分をまとめて支払うものとする。ただし、各期の途中で参加料の徴収が必要となり、教育委員会から参加料の請求があった場合は、この限りでない。
- 3 支払いの引き落とし日は、カード決済の場合は利用するクレジットカード会社の規定、口座振替の場合は指定金融機関の規定に従う。また、引き落としが不能の場合は、後日、教育委員会の指定する方法で支払う。その場合、手数料は会員の保護者の負担とする。

（保険料）

第11条 会員の保険料は、会員の保護者が負担するものとし、教育委員会が定める方法で活動開始前に支払わなければならない。また、年度途中の加入でも保険料は同じとする。

（会員資格の取消し）

第12条 教育委員会は、会員及びその保護者（以下「会員等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該会員の会員資格を取り消すことができる。この場合において、既納の参加料及び保険料は返金しない。

- (1) 会員等として不適切な行為をした場合
- (2) 指導者又は他の会員等の名誉を著しく傷つけた場合
- (3) 参加料を3か月以上滞納した場合（会員資格の取消し後も滞納分の支払い義務は継続となる。）

- (4) 教育委員会、本クラブ、指導者又は他の会員等に対し過度又は不当な要求を行った場合
- (5) 要綱及び本規約に違反した場合
- (6) その他教育委員会として会員資格の取消しが必要と認める場合
(個人情報の保護)

第13条 会員等は、会員の個人情報については、本クラブの運営目的以外には使用してはならず、当該個人情報を適切に管理しなければならない。

(肖像権)

第14条 教育委員会は、本クラブ活動PRの為、活動中の会員の様子等を撮影し、アプリ上で公開することができる。ただし、当該撮影又は公開について、不都合がある場合には、会員等はあらかじめ教育委員会にアプリでその旨を申し出るものとする。

(損害賠償)

第15条 会員等が、要綱及び本規約に反する行為等により、本クラブ又は教育委員会に損害を与えた場合、当該会員等はその損害を賠償する。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、当該賠償を免除することができる。

(本規約の改定)

第16条 教育委員会は、必要に応じて本規約を改定できるものとし、改定した場合は、速やかに会員等に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第2項及び第10条第2項の規定にかかわらず、令和8年度の活動期間は9月から翌年3月までの7か月間とし、当該活動期間における参加料は、令和8年9月にまとめて支払うものとする。ただし、当該活動期間の途中で参加料の徴収が必要となり、教育委員会から参加料の請求があった場合は、この限りでない。